

不当条項リスト案に掲げられた条項・諸外国の不当条項リストで列挙されている条項(2015.2.13) (作成:大澤彩)

	中間報告	潮見角田	日弁連1999	日弁連2006	研究会	債権法改正	近弁連	日弁連2012	日弁連2014	消費者庁検討会2014	EC指令	フランス	ドイツ	消費者権利指令案	DCFR	共通欧州売買法
人身損害についての事業者の責任を排除又は制限する条項	○	B?			○	B(約)	B			○	○		B	B	○	B
事業者の故意又は重過失による損害についての責任を排除又は制限する条項	○	B	B(過失行為の免責)	B	○	B(約)	B	B	B	○	○	(B)	B		○	B
瑕疵担保責任を不相当に排除又は制限する条項	○	○	B(権利)G(物)	B	○		BG	全B制G	B	○		R211-4	B			
事業者の債務不履行についての責任を排除又は制限する条項	○	○	G	G(過失の場合)	○	B(約)	BG	全B制G	B	○	○	B		G	○	G
事業者の不完全履行の場合の消費者の権利を排除又は制限する条項	○		G		○	G(消)	G	全B制G	B	○	○	B	B	B	○	
給付目的物の適合性についての事業者の責任を排除又は制限する条項	○				○			BG		○						
事業者の被用者及び代理人の行為による責任を排除又は制限する条項	○			G	○	G(約)	BG	BG	G				B			B
代理人によりなされた約束を遵守すべき事業者の義務を制限する条項	○								G		○	B		B	○	
事業者契約内容の一方的決定権限を与える条項	○		G	G			G	G	G							G
事業者契約内容の一方的変更権限を与える条項	○	○	G	G	○	G(約)	G	G	G		○	B	G	G	○	G
事業者契約内容を一方的に変更しうる権限を与える条項							G	G	G		○	G		G	○	G
契約文言を解釈する排他的権利を事業者認める条項	○	B	B	B			B	B	B		○	B		B	○	B
事業者給付期間についての一方的決定権限を与える条項	○		G					G			○	B	G		○	

事業者は、正当な理由なしに自己の債務の履行をしないことができるとする条項		○				B(約)		B	B	○	○	G	G		○	G
契約適合性の一方的決定権限を事業者に留保する条項	○		G	G	○		G	G			○	B		B	○	B
短期間での値上げや不相当に高い値上げを定める条項	○										○		B	G	○	
事業者が第三者と入れ替わることを許す条項	○	○	B	B			BG	B	B(役務)		○	G	B	G	○	
消費者の損害賠償請求権を排除又は制限する条項	○	○	G				G		G			B	B			
消費者が第三者と契約することを不相当に制限する条項	○															
消費者の同時履行の抗弁権(又は留置権)を排除又は制限する条項	○	○	B	B	○	B(消)	B	B	G		○		B		○	
消費者の有する相殺権限を奪う条項	○	○	B	B		B(消)	B	B	G		○		B	G	○	G
消費者に与えられた期限の利益を相当な理由なしに剥奪する条項	○		G	G			G	G								
消費者を不当に契約に拘束する旨定める条項												BG		G		B
消費者の義務や責任を加重する条項	○				○											
消費者に過量な又は不相当に長期にわたる物品又は役務を購入させる条項	○		G											B		
委任の責任を越える責任を消費者の代理人に負わせる条項	○													B		
事業者に不相当な解除・解約の権限を与える条項	○				○	G(約・消)	B	G	G	○	○	BG	G	G	○	
事業者からの解除・解約の要件を緩和する条項	○				○		BG				○	G	B	G	○	G
消費者に要求されている解約告知期間よりも短期間の解約告知期間を事業者に認める条項												B				B
消費者からの解除・解約の権利を制限する条項	○		BG	BG	○	G(約)	BG	BG	BG	○		BG	B	G		BG
消費者にとって過大な損害賠償額の予定(違約罰)を定める条項	○	○	G	G	○	G(消)	B	BG	BG	○	○	G	B	G	○	G

消費者の債務不履行に対して、消費者に過大な義務を課す又は事業者の責任を過度に制限する条項	○		G							○	○			G	○	
消費者が正当な理由に基づき解約告知をする場合に、違約金を支払わねばならないとする条項			B(継続的契約)									B	G			
事業者の清算義務を免除する条項		○	G		○	G(消)	B	G	G	○		B	G			G
消費者が契約の締結・履行をしないとした場合に、事業者は既払金銭を保持しうるとしながら、事業者側が解約した場合に消費者側にも同等の権利を与えない条項		○									○	G		G	○	G
一定の作為又は不作為に表示としての意味を持たせる条項	○		G	G	○		G	G	G					G		
消費者にとって重要な事業者の意思表示が、仮に消費者に到達しなかった場合においても消費者に到達したものとみなす条項			G	G			G	G	G					G		
消費者の意思表示の方式その他の要件について、不相当に厳しい制限を加える条項	○	○	G	G			G	G	G					B		
事業者のなした約束について、ある一定の形式を踏んでいる場合にしか遵守しない旨を定める条項											○				○	
契約締結前に実際に知る機会が与えられなかったにもかかわらず、消費者を拘束し、撤回不能とする条項											○	B				
サルベージ条項					○				B	○						
消費者に不利な専属的合意管轄を定めた条項	○		B	G	○	G(約)	B	G	G	○	○	G			○	B?
事業者の証明責任を軽減又は消費者の証明責任を加重する条項	○		G	G		G(約)	G	G	G	○	○	BG	B	B	○	G
紛争解決に当たっては、事業者の選定した仲裁人による仲裁によるものとする旨の条項	○		G		○	G(約)			G		○	G		B	○	B
消費者が事業者に対して訴訟提起をうる期間を不相当に短く制限する条項	○		BG		○	B(消)	G		G			G	B			

---

Bはブラック・リスト、Gはグレイ・リスト、Oはブラック、グレイのどちらであるかが示されていないものを指す。ただし、ブラック・リスト、グレイ・リストの両方に同趣旨の条項がある場合には、BGという印を付した。表の作成に当たっては、「シンポジウム・現代契約法論」(私法54号66頁以下)における廣瀬久和教授の資料、角田美穂子「諸外国の立法における不当条項リスト」別冊NBL54号190頁を参考にした。ただし、本表で列挙されている条項とは完全に文言が一致しないものの、趣旨ないし類似する趣旨を定めている条項が日本法の提案・諸外国で列挙されていることも多い。そこで、本表では類似する趣旨の条項が当該提案・当該国の法律で列挙されている場合には広く表で印を付してある。また、本表で列挙されていない条項が各提案・各国法で独自に列挙されていることもあるが、本表は各提案・各国法の多くで列挙されている条項を表にするとどめた。

※中間報告＝経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『消費者契約法(仮称)の具体的内容について』(大蔵省印刷局、1998年)50頁以下

※日弁連1999＝日本弁護士連合会「消費者契約法日弁連試案」(1999年10月22日)(NBL原稿注(34))、日弁連2006＝日本弁護士連合会「消費者契約法の実体法改正に関する意見書」(2006年12月14日)(NBL原稿注(27))、日弁連2012＝「消費者契約法日弁連改正試案」(2012年2月)、日弁連2014「消費者契約法日弁連改正試案(2014年版)」(2014年7月)

※研究会＝河上正二「消費者契約における不当条項の現状と課題(横断的分析)」消費者契約における不当条項研究会『消費者契約における不当条項の横断的分析』別冊NBL128号(2009年)2頁以下で、検討を要する不当条項類型とされているもの

※債権法改正＝民法(債権法)改正検討委員会編『詳解債権法改正の基本方針Ⅱ』(商事法務、2009年)116頁以下(「約」は約款および消費者契約、「消」は消費者契約におけるリスト)。ただし、例示であるとされている。

※近弁連＝近畿弁護士会連合会消費者保護委員会編『消費者取引法試案－統一消費者法典の実現をめざして』(消費者法ニュース発行会議、2010年)69頁以下

※フランス＝フランス消費法典R132-1条、R132-2条 ※ドイツ＝民法典308条、309条 ※消費者権利指令案＝EUの消費者の権利に関する指令案(2008年)(Proposition de directive du Parlement européen et du Conseil relative aux droits des consommateurs du 8 oct.2008, COM(2008)614/3 final) ※DCFR=共通参照草案(完全版)Ⅱ.-9:410(Study Group on a European Civil Code / Research Group on EC Private Law (Acquis Group), Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law, Draft Common Frame of Reference (DCFR), Full Edition, Volume I, sellier, european law publishers, 2009) ※共通欧州売買法(草案)(訳は、内田貴(監訳)＝石川博康＝石田京子＝大澤彩＝角田美穂子『共通欧州売買法(草案)－共通欧州売買法に関する欧州議会および欧州理事会規則のための提案』別冊NBL140号(2012年)によった)。

※外国法の訳は、『民法(債権関係)部会資料集第1集(第3巻)』(商事法務、2011年)322頁以下、拙稿「フランスにおける濫用条項のリストについて－2008年の消費法典改正および2009年のデクレの紹介－」法学志林107巻2号(2009年)37頁以下を参考にした。